

# 千葉県の化学物質対策の取組

千葉県環境生活部大気保全課

1

## 千葉県における 化学物質対策について

- 1 化学物質の自主的な管理の促進
  - (1) PRTR制度
  - (2) リスクコミュニケーションの推進
  - (3) 千葉県化学物質環境管理指針
- 2 環境保全協定における化学物質対策
- 3 化学物質の常時監視
  - 有害大気汚染物質濃度調査
- 4 農薬等の適正使用の周知

2

# 1 化学物質の 自主的な管理の促進

- (1) PRTR制度
- (2) リスクコミュニケーションの推進
- (3) 千葉県化学物質環境管理指針

3

## (1) PRTR制度 —PRTR制度とは—

**Pollutant Release and Transfer Register**

(化学物質排出移動量届出制度)

事業者が化学物質の排出量等を国に報告し、  
国は排出量等を公表する制度。



目 的

- 自主的な化学物質管理改善を促進し
- 化学物質の環境への悪影響を防ぐ

4

# (1) PRTR制度

—意義—

多数の化学物質が有害性を持っており、全体として環境リスクを低減させる。

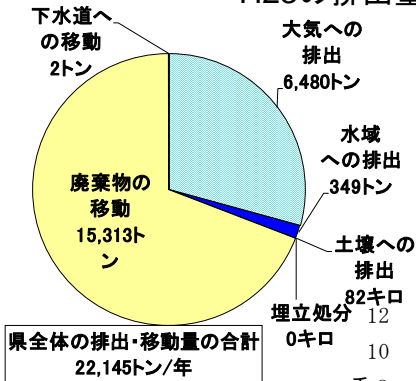
行政、事業者、市民が協力し化学物質の環境リスク低減に取り組む必要あり。

化学物質の事業所での出入りや有害等の基本情報をすべての関係者で共有する。

5

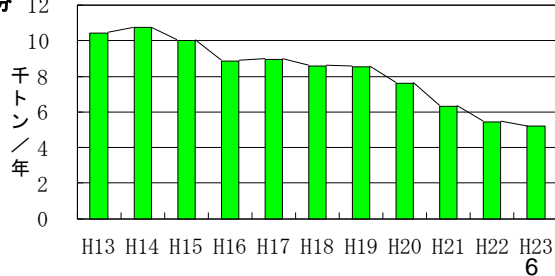
## (1) PRTR制度

-H23の排出量及び移動量の概要-



- 届出排出量の約95%が大気への排出
- 届出排出量は減少傾向

届出排出量の経年変化



6

## (1) PRTR制度

-H23の業種別排出量の合計-

	千葉	全国
化学工業	36%	28%
金属製品製造業	13%	6%
輸送用機械器具製造業	10%	11%

排出量

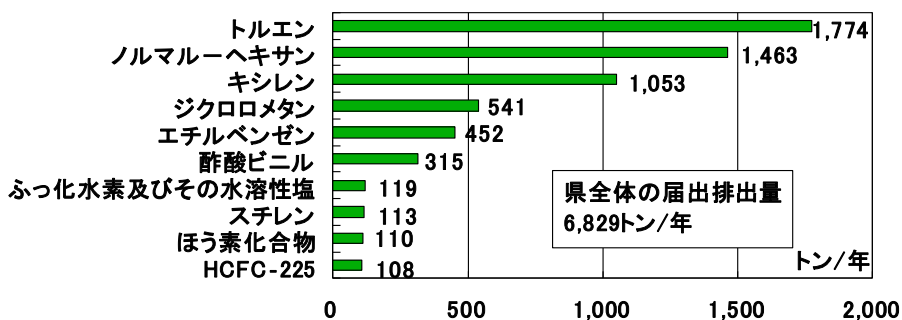
1位	化学工業	2,472トン
2位	金属製品製造業	922トン
3位	輸送用機械器具製造業	674トン
4位	鉄鋼業	570トン
5位	プラスチック製品製造業	443トン
	その他の業種	1,748トン
	合計	6,829トン

7

## (1) PRTR制度

-届出排出量の上位物質-

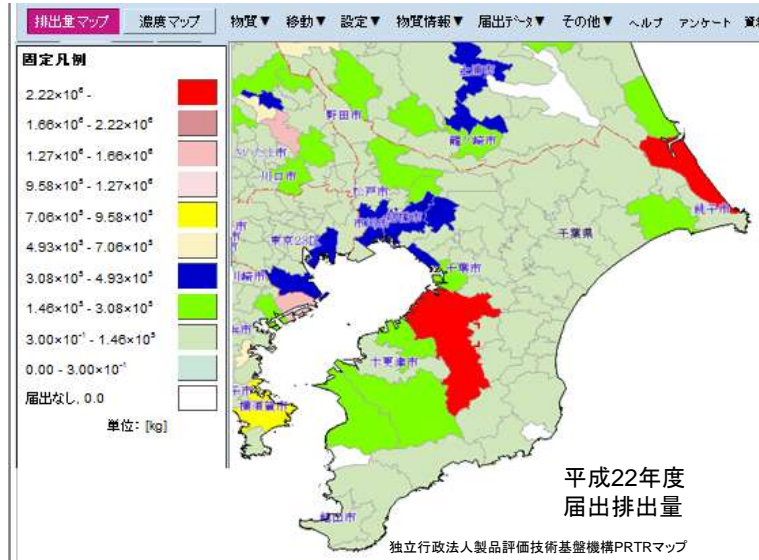
酢酸ビニル、ノルマル-ヘキサンの届出排出量が全国1位  
(酢酸ビニルは全国の届出排出量の約56%を占める)



8

# (1) PRTR制度

-市区町村別届出排出量-



9

# (1) PRTR制度

-県民・事業者への周知-

- PRTRデータの集計結果及び県民ガイドブックを作成・公開
- HPにて化学物質排出量等の情報を提供
- PRTR情報の利用方法や化学物質汚染を低減する取組方法を紹介



<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/kagakubusshitsu/prtr-shuukei/guidebook22.html>  
「千葉県 PRTR ガイドブック」で検索

10

## (2) リスクコミュニケーションの推進

- 関係者(行政・事業者・市民)が対話を通じ、リスクに関する情報を信頼関係の中で共有し、低減していく試み。
- 県は研修会やHPを通じた情報提供

11

## (3) 「千葉県化学物質環境管理指針」

### 1 策定

H9年4月1日

### 2 指針の目的

化学物質の環境への悪影響を防ぎ、良好な地域環境を維持する

### 3 対象化学物質

使用等に際し、特に留意が必要な物質(201種)

- ・「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物処理法」の規制物質
- ・長期毒性・生態毒性物質
- ・千葉県内での使用量が多い物質

12

### (3) 「千葉県化学物質環境管理指針」

#### 4 指針の概要

##### (1) 環境への排出量把握とそのリスクの評価

・参考: 化学物質のリスク=毒性×曝露量

##### (2) 排出抑制対策

・工程管理・施設構造対策等

##### (3) 事故・災害等による漏洩防止対策

・漏洩防止構造の採用等

##### (4) 漏洩時の対策

・拡散抑制等

##### (5) 化学物質管理体制等の整備

(参考) 千葉県HPIに千葉県化学物質管理指針の条文や解説等を掲載。  
「千葉県 化学物質管理指針」で検索

13

## 2 環境保全協定における化学物質対策 -環境保全協定の経緯-

- S40年代頃、臨海部に有数の重化学コンビナートが形成され、公害問題が発生。
- 環境保全等を目的に、主要工場と「公害防止協定」を締結。法以上の規制を実施。(S43年～)
- H22年2月には内容の見直しを行い、「環境保全協定」を新たに締結。
- H25年現在、主要企業49社(58工場)と協定を締結。

14

## 2 環境保全協定における化学物質対策

### -化学物質対策の内容-

- ・化学物質の範囲
  - ・ PRTR法対象物質
  - ・ 「千葉県化学物質環境管理指針」の重点管理物質（201物質）
- ・対策の内容
  - ・ 化学物質使用量等の計画書を提出（毎年）
  - ・ 化学物質排出量等の実績報告書の提出
  - ・ 化学物質のリスク評価及び排出抑制対策

15

## 3 化学物質の常時監視 （有害大気汚染物質濃度調査）

- 県内34カ所で測定
- 対象物質
  - ・ 環境基準値あり(5物質)  
(ダイオキシン類を含む)
  - ・ 指針値あり(8物質)
  - ・ その他(9物質)
- 環境基準値(指針値)を超えた場合は原因究明・対策を実施。

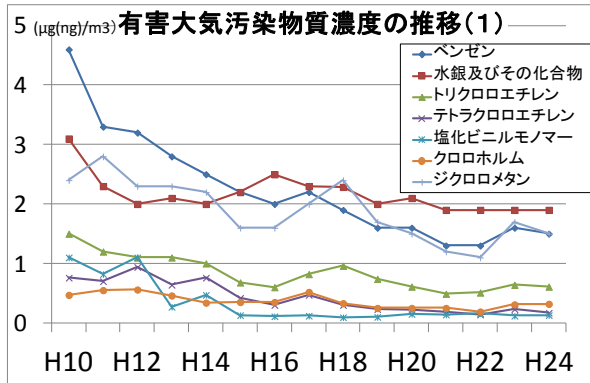


16



### 3 化学物質の常時監視 (有害大気汚染物質濃度調査)

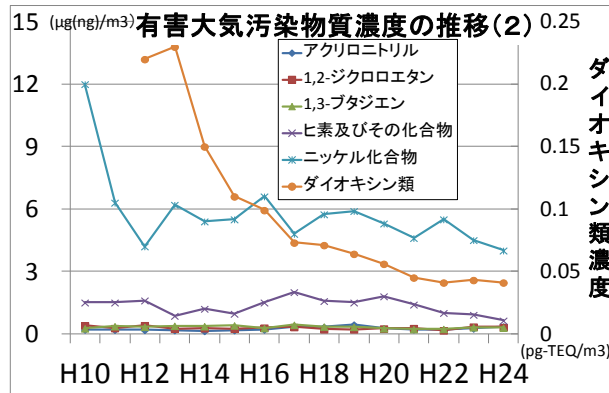
- 大気汚染防止法第2条13項に規定され、継続して摂取すると健康を害する物質で県及び政令市で常時監視
- 県内では概ね減少傾向
- H23はベンゼンの環境基準値が2箇所で超過。



17

### 3 化学物質の常時監視 (有害大気汚染物質濃度調査)

- 1, 2-ジクロロエタンの指針値をH23とH24は1箇所超過。
- ダイオキシン類はH17以降大気環境基準値超過なし。



18

## 4 農薬等の適正使用の周知

- 農薬は身近な化学物質。
- 住宅地周辺での農薬の取り扱いについての通知(住宅地通知)
- 物理的防除の活用や低毒性農薬の使用、飛散低減、化学物質に過敏な方への配慮等。
- 県では、県民だより・新聞広告による周知。
- 詳しくは県HPを参照

<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/kagakubusshitsu/kouen.html>  
(「千葉県 住宅地通知」で検索)

19

## まとめ

- PRTR制度やリスクコミュニケーションの促進、千葉県化学物質管理指針を通じ、化学物質の自主的な管理改善の取組を促進するとともに、県民の化学物質に関する理解を深める。
- 特に京葉臨海部の大規模事業者に対しては環境保全協定にて化学物質対策の実施。
- PRTR集計結果や有害大気汚染物質常時監視を通じて確認。

20